

ジャパンラグビーリーグワン 2022-23 シーズン 公式戦実施要項

第1章 総則

第1条〔本要項の目的〕

この要項は、一般社団法人ジャパンラグビーリーグワン（以下「JRLO」という）の定款（以下「定款」という）および規約（以下「規約」という）に基づき、2022 年 10 月から 2023 年9月までの期間に実施される公式試合のうち、規約第 24 条第1項第1号に定めるリーグ戦および同第2号に定めるポストシーズン（プレーオフトーナメントおよび入替戦）の参加ならびに運営等に関して定めることを目的とする。

第2章 試合および大会

第1節 大会

第2条〔定義〕

- (1) この要項において「試合」とは、規約第 24 条第1項第1号に定めるリーグ戦および同第2号に定めるポストシーズン（プレーオフトーナメントおよび入替戦）をいう。
- (2) この要項において「大会」とは、JRLO によりあらかじめ定められた日程、期間、参加チーム、試合数、競技規則、方式、順位決定方法その他関連する事項（以下「大会概要」という）に基づき実施される試合または複数の試合の総称をいう。

第2節 リーグ戦

第3条〔大会構成〕

試合のうち、規約第 24 条第1項第1号に定めるリーグ戦は、以下各号のディビジョンにより構成される。

- ① ジャパンラグビーリーグワン 2022-23 ディビジョン1（以下「DIVISION 1」という）
- ② ジャパンラグビーリーグワン 2022-23 ディビジョン2（以下「DIVISION 2」という）
- ③ ジャパンラグビーリーグワン 2022-23 ディビジョン3（以下「DIVISION 3」という）

第4条〔DIVISION 1 大会概要〕

DIVISION 1 の大会概要は以下の通りとする。その他の詳細は、別途 JRLO が定める。

主催	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会（以下「日本協会」という）および JRLO
主管	JRLO または規約第 28 条第1項に定める各試合の「主管運営団体」
大会名称	NTT JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2022-23 DIVISION 1 NTT ジャパンラグビー リーグワン 2022-23 ディビジョン 1
日程	2022 年 12 月 17 日（土）から 2023 年4月 23 日（日）
参加チーム	規約第1条に定める「会員チーム」のうち、以下の 12 チーム NEC グリーンロケッツ東葛 クボタスピアーズ船橋・東京ベイ

	コベルコ神戸スティーラーズ
	埼玉パナソニックワイルドナイツ
	静岡ブルーレヴズ
	東京サントリーサンゴリアス
	東芝ブレイブルーパス東京
	トヨタヴェルブリッツ
	花園近鉄ライナーズ
	三菱重工相模原ダイナボアーズ
	横浜キヤノンイーグルス
	リコーブラックラムズ東京
試合数	96 試合
競技規則	ワールドラグビー(以下「WR」という)が定める当該年度の競技規則(以下「競技規則」という)および世界的試験実施ルール(以下「試験実施ルール」という)に従う。 試合時間は 40 分ハーフ、ハーフタイムは 12 分間とする。
方式	12 チームを2つのカンファレンスに分け、それぞれ6チームがホスト&ビジターの2回戦総当たり形式で試合(各チーム 10 試合、内ホスト5試合)を行う。また異なるカンファレンスのチームと各1回戦総当たり形式で試合(各チーム6試合、内ホスト3試合)を行う。 下記の順位決定方法により、1位から4位は暫定順位とし、それらに該当する4チームが第7条に定めるプレーオフトーナメントに進出し、最終順位を決定する。5位以下はリーグ戦の成績で順位を決定する。
順位決定方法	カンファレンスは、ジャパンラグビー トップリーグ 2022 の順位を基に振り分けを行う。 順位は、①勝ち点、②勝利数、③①および②が同数であったチーム間の試合での勝ち点、④①、②および③が同数であったチーム間の試合での得失点差、⑤全試合の得失点差、⑥当該チーム間の試合でのトライ数、⑦全試合でのトライ数、⑧当該チーム間の試合でのトライ後のゴール数、⑨全試合でのトライ後のゴール数、⑩抽選、によって決定する(①が同数の場合に②によって決定するものとし、以降も同様とする。)。 ＜勝ち点の考え方＞ 付与される勝ち点は、勝ち4点、引き分け2点、負け0点とする。ただし、7点差以内の負けは1点を付与する。また、3トライ差以上での勝ちには追加で1点を付与する。 なお、試合中止の判断がなされ、その代替試合の開催も不可能との判断に至った場合、当該試合は開催されたものとみなし、勝ち点および得点の取り扱いは以下の通りとする。なお、第 56 条に定めるメンバー登録、または、第 57 条に定めるエントリーを充足しないチームについては理由の如何を問わず、責に帰すべき事由があるものとみなす。 1. 双方のチームの責に帰すべき事由によらず、不可抗力により試合中止になった場合、双方のチームに勝ち点2点および得点 14 点(2トライおよび2ゴール)を付与する

	2. 一方のチームの責に帰すべき事由により試合中止になった場合、その帰責性のあるチームに勝ち点および得点は付与されず、対戦チームに勝ち点4点および得点 14 点(2トライおよび2ゴール)を付与する
	3. 双方のチームの責に帰すべき事由により試合中止になった場合、双方のチーム勝ち点および得点は付与されない
大会成立要件	全 96 試合のうち、48 試合以上が実施される(試合中止およびその代替試合の開催も不可能との判断に至らない)こと。
大会の中断	別途理事会が定める条件に基づき、大会を中断および再開する場合がある。

第5条〔DIVISION 2 大会概要〕

DIVISION 2 の大会概要は以下の通りとする。

主催	日本協会および JRLO
主管	JRLO または各試合の主管運営団体
大会名称	NTT JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2022-23 DIVISION 2 NTT ジャパンラグビー リーグワン 2022-23 ディビジョン 2
日程	2022 年 12 月 17 日(土)から 2023 年3月 26 日(日)
参加チーム	規約第1条に定める「会員チーム」のうち、以下の6チーム 浦安 D-Rocks 釜石シーウェイブス RFC 清水建設江東ブルーシャークス 豊田自動織機シャトルズ愛知 日野レッドドルフィンズ 三重ホンダヒート
試合数	36 試合
競技規則	第4条に準ずる。
方式	6チームがホスト&ビジターの2回戦総当たり形式で試合(各チーム 10 試合、内ホスト5試合)を行う。また順位決定戦として、前述の2回戦総当たりの結果による上位3チームと下位3チームとに分かれて、それぞれ1回戦総当たり形式で試合(各チーム2試合を対戦カードの上位チームがホストとして)を行う。この2試合での成績により、順位を決定する。
順位決定方法	第4条に準ずる。
大会成立要件	2回戦総当たり 30 試合のうち、15 試合以上が実施される(試合中止およびその代替試合の開催も不可能との判断に至らない)こと。
大会の中断	別途理事会が定める条件に基づき、大会を中断および再開する場合がある。

第6条〔DIVISION 3 大会概要〕

DIVISION 3 の大会概要は以下の通りとする。

主催	日本協会および JRLO
主管	JRLO または各試合の主管運営団体
大会名称	NTT JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2022-23 DIVISION 3 NTT ジャパンラグビー リーグワン 2022-23 ディビジョン 3
日程	2022 年 12 月 17 日(土)から 2023 年 4 月 23 日(日)
参加チーム	規約第 1 条に定める「会員チーム」のうち、以下の 5 チーム NTT ドコモレッドハリケーンズ大阪 九州電力キューデンヴォルテクス クリタウォーターガッシュ昭島 中国電力レッドレグリオンズ マツダスカイアクティブズ広島
試合数	30 試合
競技規則	第 4 条に準ずる
方式	5 チームがホスト & ビジター の 3 回戦総当たり形式で試合 (各チーム 12 試合、内ホスト 6 試合) を行 い、順位を決定する。
順位決定方法	第 4 条に準ずる。
大会成立要件	3 回戦総当たり 30 試合のうち、15 試合以上が実施される (試合中止およびその代替試合の開催も 不可能との判断に至らない) こと。
大会の中断	別途理事会が定める条件に基づき、大会を中断および再開する場合がある。

第 3 節 プレーオフトーナメント

第 7 条 [プレーオフトーナメント大会概要]

規約第 24 条第 1 項第 2 号に定めるプレーオフトーナメントの大会概要は以下の通りとする。

主催	日本協会および JRLO
主管	JRLO
大会名称	NTT JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2022-23 PLAY-OFFS NTT ジャパンラグビー リーグワン 2022-23 プレーオフトーナメント
日程	2023 年 5 月 13 日(土)から 2023 年 5 月 20 日(土)
参加チーム	DIVISION 1 のリーグ戦順位における上位 4 チーム
試合数	4 試合
競技規則	第 4 条に準ずる。
方式	DIVISION 1 のリーグ戦順位における上位 4 チームによるトーナメント方式 ① 準決勝 リーグ戦 1 位と 4 位、2 位と 3 位が対戦し、それぞれの勝者が決勝戦、敗者が 3 位決定戦 に進む

勝敗決定方法

②3位決定戦 準決勝の敗者2チームが対戦し、勝者が3位、敗者が4位となる。

③決勝 準決勝の勝者2チームが対戦し、勝者が優勝、敗者が準優勝となる。

①40分ハーフによる試合を行い、得点の多いチームが勝者となる。

②①を行って同点の場合は、以下の各号の順序により勝者を決定する。

1. 10 分間の延長戦を実施し、先に得点(ドロップゴール、ペナルティゴール、またはトライ)したチームを勝者とする。

(1) 延長戦は、後半終了から5分後に開始する。

(2) 延長戦開始まで、両チームはピッチレベルに留まらなければならない。

(3) 後半終了後5分以内に、レフリーは両チームのキャプテンを呼び、コイントスを行う。コイントスにより選択権を得たチームのキャプテンが、その場でボールまたはエリアを選択する。

(4) 出場メンバーは後半終了時のメンバーとし、交替・入替についてもそのまま引き継ぐ。

(5) 後半終了時に一時退出している選手は、ランニングタイムで時間計測し、制限時間内に復帰の宣告をしなければ、正式な交代となる。(出血交替は 15 分以内、HIA は 12 分以内)

2. 1により勝敗が決しない場合はキッキングコンペティションを実施し、勝者を決定する。

(1) 延長戦終了後ただちにコイントスを行い、選択権を得たチームのキャプテンは、先攻または後攻を選択する。使用するゴールは、競技区域内のコンディション、中継局のカメラ位置、日照方向等を鑑み、予め JRLO と主管運営団体が協議の下決定しておく。

(2) 両チームは、5名のキッカーおよびキックを行う選手の順番を、キッキングコンペティションの開始前に決定しレフリーへ申告する。延長戦終了時に競技区域にいた選手のみがキッキングコンペティションに参加できる。延長戦終了時にプレーしていない選手(入替・交替した選手、退場、シンビンまたは出血・HIA の一時交替でピッチにいなかった選手)は、キッキングコンペティションに参加することができない。

(3) キッキングコンペティションは、延長戦終了から5分後に開始する。

(4) 両チームは 22 メートルラインより後方の3箇所のエリアから、レフリーに申告した選手の順番に従って、両チーム交互にキックを行う。各チーム5名の選手の順番に従い、エリアは下記のように定める。

・第1エリア・第4エリア:ゴール真正面

・第2エリア・第5エリア:ゴールに向かって左側、15 メートルライン上

・第3エリア:ゴールに向かって右側、15 メートルライン上

(5) 各チーム5名ずつ全員がキックを行うまで、または、残りのキック数に対していずれかのチームが相手チームの得点を超えることができないと判断されるまで続ける。

(6) 5人蹴っても同点の場合、再び1人目より第1エリアからキックを行う。ただし、6回目以降は先攻および後攻終了時に得点差がついた時点で勝者を決定する。

(7) キッカーに選出された5名はハーフウェイラインで待機をする。キッカー以外の選手およびチームスタッフは、競技区域外(チームベンチ付近)で待機する。

3. 試合中止の判断がなされ、その代替試合の開催も不可能との判断に至った場合の取扱いについては、別途理事会において定める。

第4節 代替トーナメント

第8条〔大会構成〕

- (1) DIVISION 1 が大会成立要件を充足しない場合または充足しないことが合理的に推定される場合、DIVISION 1 およびブレイオフトーナメントは不成立と判断し、それらの代替として、ジャパンラグビーリーグワン 2022-23 ディビジョン1トーナメント(以下「DIVISION 1 トーナメント」という)が行われる。
- (2) DIVISION 2 が大会成立要件を充足しない場合または充足しないことが合理的に推定される場合、DIVISION 2 は不成立と判断し、その代替として、ジャパンラグビーリーグワン 2022-23 ディビジョン2トーナメント(以下「DIVISION 2 トーナメント」という)が行われる。
- (3) DIVISION 3 が大会成立要件を充足しない場合または充足しないことが合理的に推定される場合、DIVISION 3 は不成立と判断し、その代替として、ジャパンラグビーリーグワン 2022-23 ディビジョン3トーナメント(以下「DIVISION 3 トーナメント」という)が行われる。

第9条〔DIVISION 1 トーナメント大会概要〕

DIVISION 1 トーナメントの大会概要は以下の通りとする。

主催	日本協会および JRLO
主管	JRLO
大会名称	NTT JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2022-23 DIVISION 1 トーナメント NTT ジャパンラグビー リーグワン 2022-23 ディビジョン1トーナメント
日程	未定
参加チーム	第4条に準ずる。
試合数	20 試合
競技規則	第4条に準ずる。
方式	参加チームによるトーナメント形式。各対戦の勝者同士による勝ち抜き戦および敗者同士による順位決定戦を併せて行う。組合せは DIVISION 1 のうち実施された(試合中止およびその代替試合の開催も不可能との判断に至らなかった)試合の成績に基づき、別途理事会が定めたフォーマットに則り決定する。
勝敗決定方法	第7条に定める「勝敗決定方法」の1および2に準ずる。 ただし、試合中止およびその代替試合の開催も不可能との判断に至った場合、DIVISION 1 のうち実施された試合の成績上位チームが勝者となる。

第10条〔DIVISION 2 トーナメント大会概要〕

DIVISION 2 トーナメントの大会概要は以下の通りとする。

主催	日本協会および JRLO
主管	JRLO
大会名称	NTT JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2022-23 DIVISION 2 トーナメント NTT ジャパンラグビー リーグワン 2022-23 ディビジョン2トーナメント
日程	未定
参加チーム	第5条に準ずる。
試合数	7試合
競技規則	第4条に準ずる。
方式	参加チームによるトーナメント形式。各対戦の勝者同士による勝ち抜き戦および敗者同士による順位決定戦を併せて行う。組合せは DIVISION 2 のうち実施された(試合中止およびその代替試合の開催も不可能との判断に至らなかった)試合の成績に基づき、別途理事会が定めたフォーマットに則り決定する。
勝敗決定方法	第7条に定める「勝敗決定方法」の1および2に準ずる。 ただし、試合中止およびその代替試合の開催も不可能との判断に至った場合、DIVISION 2 のうち実施された試合の成績上位チームが勝者となる。

第 11 条〔DIVISION 3 トーナメント大会概要〕

DIVISION 3 トーナメントの大会概要は以下の通りとする。

主催	日本協会および JRLO
主管	JRLO
大会名称	NTT JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2022-23 DIVISION 3 トーナメント NTT ジャパンラグビー リーグワン 2022-23 ディビジョン3トーナメント
日程	未定
参加チーム	第6条に準ずる。
試合数	6試合
競技規則	第4条に準ずる。
方式	参加チームによるトーナメント形式。各対戦の勝者同士による勝ち抜き戦および敗者同士による順位決定戦を併せて行う。組合せは DIVISION 3 のうち実施された(試合中止およびその代替試合の開催も不可能との判断に至らなかった)試合の成績に基づき、別途理事会が定めたフォーマットに則り決定する。
勝敗決定方法	第7条に定める「勝敗決定方法」の1および2に準ずる。 ただし、試合中止およびその代替試合の開催も不可能との判断に至った場合、DIVISION 3 のうち実施された試合の成績上位チームが勝者となる。

第5節 入替戦

第 12 条[大会構成]

規約第 24 条第 1 項第 2 号に定める入替戦は以下各号により構成される。

- ① ジャパンラグビーリーグワン 2022-23 ディビジョン1/2入替戦(以下「DIVISION 1/2 入替戦」という)
- ② ジャパンラグビーリーグワン 2022-23 ディビジョン2/3入替戦(以下「DIVISION 2/3 入替戦」という)

第 13 条[DIVISION 1/2 入替戦大会概要]

DIVISION 1/2 入替戦の大会概要は以下の通りとする。

主催 日本協会および JRLO

主管 JRLO

大会名称 NTT JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2022-23 DIVISION 1/ DIVISION 2 入替戦
NTT ジャパンラグビー リーグワン 2022-23 ディビジョン 1/ディビジョン 2 入替戦

日程 2022 年5月5日(金)から 14 日(日)(予定)

参加チーム DIVISION 1 の 10 位、11 位および 12 位のチーム
DIVISION 2 の 1 位、2 位および 3 位のチーム

試合数 6 試合

競技規則 第 4 条に準ずる。

方式 以下のチーム間において 2 回戦で試合を行う。それぞれのチーム間で、上位となったチームは翌シーズンの DIVISION 1 に参加し、下位となったチームは翌シーズンの DIVISION 2 に参加する。

1. DIVISION 1 の 10 位と
DIVISION 2 の 3 位
2. DIVISION 1 の 11 位と
DIVISION 2 の 2 位
3. DIVISION 1 の 12 位と
DIVISION 2 の 1 位

方式の変更 DIVISION 1 に参加するチームにおいて、やむを得ない事由により、翌シーズンの DIVISION 1 に参加しないこと理事会が認めたチーム(以下「翌シーズン不参加チーム」という)が生じた場合、以下の対応を行う。

1. DIVISION 2 の 1 位から順に、翌シーズン不参加チームと同数の順位までのチームは、DIVISION 1/2 入替戦に参加することなく、翌シーズンの DIVISION 1 に参加する。当該チームを「D1 自動昇格チーム」という。
2. DIVISION 2 の 1 位から 3 位までのチームのうち、前号の D1 自動昇格チームを除くチームは、DIVISION 1/2 入替戦に参加する。なお、4 位以下のチームは、いかなる場合も DIVISION 1/2 入替戦に参加しない。

3. 翌シーズン不参加チームを除き、DIVISION 1 の最下位から順に、前号の DIVISION 1/2 入替戦に参加するチームと同数の順位までのチームは、DIVISION 1/2 入替戦に参加する。
4. 前1号から3号のほか、方式の変更に際して必要な事項は、別途理事会が定める。

翌シーズンのカンファレンス分け

翌シーズンの DIVISION 1 カンファレンス分けに今シーズンの順位を用いる場合、DIVISION 1 の順位に DIVISION 2 の順位が次ぐものとする。

昇降格決定方法 昇降格は、①勝ち点、②勝利数、③得失点差、④トライ数、⑤トライ後のゴール数、によって決定する（①が同数の場合に②によって決定するものとし、以降も同様とする。）。①から⑤により順位が決しない場合、DIVISION 1 所属チームが残留する。勝ち点の考え方は第4条に準ずるものとする。ただし、中止の判断がなされた場合は原則として代替試合を実施し、勝敗を決定する。代替試合の考え方は、①1 試合中止となった場合は延期してもう1 試合を実施する②2 試合とも中止になった場合は延期して1 試合のみを実施する。この場合の延期期間は 2023 年 5 月 31 日までとし、これまでに実施できない場合は状況を踏まえて協議する

第 14 条〔DIVISION 2/3 入替戦大会概要〕

DIVISION 2/3 入替戦の大会概要は以下の通りとする。

主催	日本協会および JRLO
主管	JRLO
大会名称	NTT JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2022-23 DIVISION 2/ DIVISION 3 入替戦 NTT ジャパンラグビー リーグワン 2022-23 ディビジョン 2/ディビジョン 3 入替戦
日程	2022 年5月5日(金)から 14 日(日)(予定)
参加チーム	DIVISION 2 の4位、5位および6位のチーム DIVISION 3 の1位、2位および3位のチーム
試合数	6試合
競技規則	第4条に準ずる。
方式	以下のチーム間において2回戦で試合を行う。それぞれのチーム間で、上位となったチームは翌シーズンの DIVISION 2 に参加し、下位となったチームは翌シーズンの DIVISION 3 に参加する。 1. DIVISION 2 の4位と DIVISION 3 の3位 2. DIVISION 2 の5位と DIVISION 3 の2位 3. DIVISION 2 の6位と DIVISION 3 の1位
方式の変更	第 13 条に定める D1 自動昇格チームが生じた場合、以下の対応を行う。 1. DIVISION 3 の1位から順に、D1 自動昇格チームと同数の順位までのチームは、DIVISION 2/3

入替戦に参加することなく、翌シーズンの DIVISION 2 に参加する。当該チームを「D2 自動昇格チーム」という。

2. DIVISION 3 の1位から3位までのチームのうち、前号の D2 自動昇格チームを除くチームは、DIVISION 2/3 入替戦に参加する。なお、4位以下のチームは、いかなる場合も DIVISION 2/3 入替戦に参加しない。
3. DIVISION 2 の最下位から、前号の DIVISION 2/3 入替戦に参加するチームと同数の順位までのチームが、DIVISION 2/3 入替戦に参加する。
4. 前1号から3号のほか、方式の変更に際して必要な事項は、別途理事会が定める。

昇降格決定方法 昇降格は、①勝ち点、②勝利数、③得失点差、④トライ数、⑤トライ後のゴール数、によって決定する（①が同数の場合に②によって決定するものとし、以降も同様とする。）。①から⑤により順位が決しない場合、DIVISION 2 所属チームが残留する。勝ち点の考え方は第4条に、試合中止の場合の考え方は第13条に準ずるものとする。

第6節 表彰

第15条〔表彰〕

別途理事会が定める「表彰規程」による。

第3章 開催

第16条〔申請〕

試合を主管する JRLO および主管運営団体（以下併せて「主管者」という）は、原則として主管する試合（以下「主管試合」という）の開催日の2か月前までに、JRLO が別途定める「JAPAN RUGBY LEAGUE ONE 2022-23 試合運営ガイドライン」（以下「試合運営ガイドライン」という）に記載の様式に則り、主催者に対して試合の開催に係る申請をしなければならない。

第17条〔承認〕

- （1）主管者は、原則として主管試合の一般告知またはチケット販売開始前までに、主催者から試合の開催に係る承認を受けなければならない。
- （2）日本協会および JRLO は、試合の開催に係る申請に基づき、試合の運営に係る計画、体制その他関連する事項について、申請者に変更を求めることができる。

第4章 運営

第1節 スタジアム

第18条〔スタジアムの確保〕

- （1）主管者は、必要に応じて都道府県協会と協力し、それぞれ主管試合を開催するに相応しいスタジアムの確保に努めな

ればならない。

(2) スタジアムは競技規則第1条の要件を満たすグラウンドを備えるものでなければならない。また、次の各号を備えるものが望ましい。

- ① 観客席： 観客を収容するための十分な座席数を確保
- ② 照明設備： 原則平均 1,500 ルクス以上を確保(グラウンド面から 1.5m の高さにおいて、5地点で計測)
- ③ 音響設備： 場内全体に行き届く場内放送設備・音響設備を具備
- ④ 通信設備： 場内全体で利用可能なインターネット通信設備を具備
- ⑤ 付帯設備： 大型映像装置を具備(DIVISION3は推奨)
- ⑥ 諸室： 第3項に定める各エリアにおける各諸室を確保
- ⑦ 駐車場： チームバス、来賓、障害者、運営関係者および中継車両等が使用可能な駐車場を具備
- ⑧ 出入口： 次項に定める競技エリアおよび運営エリアが、観客エリアと干渉しない動線を確保

(3) スタジアムでは次の各号のエリアを設けるものとする。

- ① 競技エリア
- ② 運営エリア
- ③ 観客エリア
- ④ 来賓エリア
- ⑤ メディアエリア
- ⑥ 中継エリア
- ⑦ 場外車両エリア

(4) JRLO は、主管運営団体が確保したスタジアムを検査し、主管運営団体に対して、試合の中止またはスタジアムの変更を求めることができる。

第 19 条〔競技エリア〕

第 18 条第3項第1号に定める競技エリアは、次の各号を備えるものでなければならない。なお、各詳細は試合運営ガイドラインに定めるものとする。

- ① グラウンド(競技規則第1条の要件を満たすもの)
- ② ウォームアップエリア
- ③ チーム・審判入場口
- ④ 選手ロッカールーム
- ⑤ 審判ロッカールーム
- ⑥ コーチボックス
- ⑦ HIA オペレーションエリア
- ⑧ HIA ルーム(DIVISION 3 を除く)
- ⑨ TMO ルーム(DIVISION 3 を除く)
- ⑩ ドーピングコントロールルーム

- ⑪ プレマッチミーティングルーム
- ⑫ 映像撮影エリア
- ⑬ 掲揚ポール／バトン
- ⑭ デジタルタイマー

第 20 条〔グラウンド〕

第 19 条第 1 号に定めるグラウンドは、以下各号を備えるものでなければならない。なお、各詳細は試合運営ガイドラインに定めるものとする。

- ① 競技区域： フィールドオブプレー（ゴールラインおよびタッチラインで囲まれた区域）およびインゴール（ゴールライン、タッチインゴールラインおよびデッドボールラインに囲まれた区域）
- ② 芝： 競技区域およびタッチラインの外側最低 1.5m までは、原則すべて天然芝に覆われているものとする。なお、インゴールについては、施設状況により天然芝エリアが不足する場合、人工芝の敷設を可能とする。人工芝の素材については事前に JRLO の承認を得るものとする
- ③ ライン： 幅 100mm で明瞭に引かれているものとする
- ④ フラッグポスト： JRLO が指定するものとする
- ⑤ チームエリア： メインスタンド側タッチラインから 5m 以上離れ、20m×3m を超えない範囲で配置、チームベンチはチームエリア内に左右対称に設置する
- ⑥ テクニカルゾーン： チームエリアのハーフウェイライン側に、タッチラインから 3m 以上離れ、ハーフウェイラインから 5m 以上離れた場所から、10m×3m を超えない範囲で、左右対称に配置する
- ⑦ ゴールポスト： 内側で 5.6m の間隔を持ち、高さは 3.4m 以上。グラウンド面からクロスバー上端部までの高さが 3m。ゴールポストにパッドを取り付ける場合は、パッドの外側がゴールラインから 0.3m を超えないものとする
- ⑧ ウォームアップエリア タッチラインから 5m 以上離れていることが望ましい。タッチラインから 5m 以内にかかる場合は、試合中のウォームアップ時はボールの使用を禁止する。

第 21 条〔運営エリア〕

第 18 条第 3 項第 2 号に定める運営エリアは、原則として次の各号を備えるものとする。なお、各詳細は試合運営ガイドラインに定めるものとする。

- ① 運営本部
- ② 選手用医務室
- ③ 警察・消防控え室
- ④ 記録室
- ⑤ 大型映像操作エリア

- ⑥ 場内放送室
- ⑦ ゴミ集積所
- ⑧ 運営関係者控え室
- ⑨ 現金管理場所

第 22 条〔観客エリア〕

第 18 条第3項第3号に定める観客エリアは、次の各号を備えるものが望ましい。なお、各詳細は試合運営ガイドラインに定めるものとする。

- ① 入場券売り場
- ② 入場待機スペース
- ③ 入場ゲート
- ④ 総合案内所
- ⑤ 案内サイン
- ⑥ 観客救護所
- ⑦ AED
- ⑧ 授乳室
- ⑨ ベビーカー預かり所
- ⑩ 喫煙スペース
- ⑪ トイレ（一般トイレ、多目的トイレ、場外のトイレ）
- ⑫ 観客動線
- ⑬ 飲食およびグッズ売店

第 23 条〔来賓エリア〕

第 18 条第3項第4号に定める来賓エリアは、次の各号を備えるものが望ましい。なお、各詳細は試合運営ガイドラインに定めるものとする。

- ① 来賓受付
- ② 来賓席
- ③ 来賓室

第 24 条〔メディアエリア〕

第 18 条第3項第5号に定めるメディアエリアは、次の各号を備えるものが望ましい。なお、各詳細は試合運営ガイドラインに定めるものとする。

- ① メディア受付
- ② 記者室
- ③ フォト・TV クルー室

- ④ 記者会見室
- ⑤ 記者席
- ⑥ ミックスゾーン
- ⑦ フォト・ENG ポジション

第 25 条〔中継エリア〕

第 18 条第3項第6号に定める中継エリアは、次の各号を備えるものが望ましい。なお、各詳細は試合運営ガイドラインに定めるものとする。

- ① 実況放送室
- ② 中継スタッフ控え室
- ③ 中継カメラスペース
- ④ 光回線
- ⑤ 中継ケーブルスペース

第 26 条〔場外車両エリア〕

第 18 条第3項第7号に定める場外車両エリアは、次の各号を備えるものが望ましい。なお、各詳細は試合運営ガイドラインに定めるものとする。

- ① 一般観客用駐車場
- ② 車いす車両用駐車場
- ③ チーム用駐車場
- ④ 中継車両設置スペース
- ⑤ 大型トラック駐車場
- ⑥ 売店用駐車場
- ⑦ メディア用駐車場
- ⑧ 来賓用駐車場
- ⑨ 緊急車両スペース
- ⑩ その他関係者車両駐車場
- ⑪ バス駐車場
- ⑫ シャトルバス運行用スペース
- ⑬ 観客用駐輪場
- ⑭ タクシー乗降所

第2節 会場運営

第 27 条〔旗の掲揚〕

(1) 主管者は、主管試合を開催するスタジアムにおいて、原則として次の各号の通り旗を掲揚しなければならない。

- ① JRLO 旗: 掲揚台中央
 - ② ホストチーム旗: グラウンドから掲揚台へ向かって左
 - ③ ホストチームと対戦する会員チーム(以下「ビジターチーム」という)旗: グラウンドから掲揚台へ向かって右
- (2) 主管者は、前項以外の場所に、都道府県協会旗を掲揚することができる。
- (3) 掲揚する旗の大きさは、いずれも天地 2,000mm、左右 3,000mm とする。
- (4) スタジアムの設備状況により、第1項から第3項の対応が困難な場合は、主管者は事前の主催者との協議に基づき運用を決定する。

第 28 条[スタジアムにおけるアナウンス等]

- (1) 主管者は、主管試合において、競技に関する次の各号をアナウンスしなければならない。
- ① チーム、選手、監督およびコーチの名称(ビジターチーム、ホストチームの順)
 - ② マッチコミッショナー、審判員、マッチデッドクター、ボールパーソンおよび担架要員
 - ③ 試合方法(タイムキーパー制、TMO および HIA の実施有無等)
 - ④ 選手および審判員の交替方法
 - ⑤ 得点者および得点方法(トライ、ゴール、ペナルティゴールまたはドロップゴール)
 - ⑥ 試合中の案内(反則名、シンビン、TMO の内容・結果等)
 - ⑦ プレーヤーオブザマッチ
 - ⑧ 全各号のほか、JRLO の指示または承認を得た事項
- (2) 主管者は、主管試合において、次の各号をアナウンスすることができる。
- ① 緊急対応時の告知、誘導等
 - ② チームまたは選手の情報
 - ③ 直近の成績表
 - ④ 次の試合の予定、告知、チケット情報
 - ⑤ 公式入場者数
 - ⑥ 他の試合の途中経過、結果
 - ⑦ 前各号のほか、JRLO の承認を得た事項

第 29 条[リーグ協賛スポンサー広告看板等の設置]

- (1) 主管者は、主管試合を開催するスタジアムにおいて、JRLO が指定した位置に JRLO が指定する掲出物を掲出できるスペースを確保しなければならない。
- (2) 前項の掲出物の設置位置は、次の各号の通りとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。なお、各詳細はパートナーガイドラインに定めるものとする。
- ① タッチライン側: タッチラインから5m以上離れていること
 - ② ゴールライン側: デッドボールラインから5m以上離れていること

第 30 条〔チーム協賛スポンサー広告看板等の設置〕

- (1) 主管者は、独自で獲得した協賛企業（以下「チームスポンサー」という）の広告看板または横断幕を、主管試合を開催するスタジアムにおいて、JRLO が指定した位置に掲出することができる。なお、各詳細はパートナーガイドラインに定めるものとする。
- (2) 前項に定める掲出物は、第 16 条に定める開催申請と併せて JRLO に申請し、承認を得なければならない。

第 31 条〔常設看板の取り扱い〕

スタジアムのグラウンド壁面、それ以外を含め、第 29 条及び第 30 条で定める掲出物以外の企業広告看板（以下「常設看板」という）が設置されている場合、原則として主管者は常設看板を覆い隠す必要はない。

第3節 用具および備品

第 32 条〔試合球〕

試合では、JRLO の指定するボール（以下「試合球」という）を使用するものとし、各試合 4 球を JRLO が準備するものとする。

第 33 条〔試合に係る用具および備品〕

試合で用いる用具および備品の内容ならびに準備方法は JRLO が別途定めるものとする。

第 34 条〔通行証〕

- (1) 主管者は、通行証（アクレディテーションカードまたは AD カード）およびビブス等（以下併せて「通行証等」という）を発行し、スタジアムのうち通行証等を携帯する者のみが通行可能なエリア（以下「通行可能エリア」という）を別途指定することができる。
- (2) 各通行証等の種類、所持可能者および通行可能エリアは、別途試合運営ガイドラインに定める。
- (3) 主管者は、通行可能エリアについて、前項の通行証等を携帯する者のみ通行を許可する。
- (4) 主管者は、運営に必要な通行証等を発行し、通行可能エリアにおける通行を適切に管理する。

第4節 競技運営

第 35 条〔マッチコミッショナー〕

- (1) マッチコミッショナーは、規約第 24 条第 4 項に基づき、JRLO から日本協会への委託に基づき派遣される。
- (2) マッチコミッショナーは、以下の職務を委嘱され、指定された公式試合において、中立の立場で大会・競技運営全般を統括する。
 - ・JRLO を代表し、大会全体が円滑に遂行されているか管理・監督を行う義務を負う。
 - ・問題が発生した際に、中立の立場で解決に努めると共に、JRLO への報告の義務を負う。
 - ・大会運営全般に関する報告書を作成し、JRLO へ提出する義務を負う。
 - ・マッチマネージャーとコミュニケーションを図り、事前に情報確認、調整を行うこと。

- (3) マッチコミッショナーの具体的業務は、「マッチコミッショナーマニュアル」に別途定める試合終了後 24 時間以内に、JRLO 所定の書式に則り「マッチコミッショナー報告書」を提出する
- (4) 試合の中断、または競技中の悪質な違反による退場等の重大な事象が発生した場合、JRLO 所定の書式に則り「マッチコミッショナー緊急報告書」をすみやかに提出する
- (5) 規律委員会より出席を求められた場合、これに出席し報告する
- (6) 主管者は、グラウンドおよび観客席の全体を見渡すことができる場所にマッチコミッショナー席を設置しなければならない。
- (7) 第1項に定めるマッチコミッショナーの派遣に伴い JRLO が日本協会に支払う手当その他諸費用は、別途 JRLO および日本協会が定める。

第 36 条〔審判員〕

- (1) 審判員は、規約第 24 条第4項および第 54 条に基づき、JRLO から日本協会への委託に基づき派遣される。
- (2) 審判員は、JRLO が定める時刻までにスタジアムに到着しなければならない。
- (3) 試合中に審判員のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、以下の通り代行にて実施する。
 - ① レフリーおよび TMO の代行は第1アシスタントレフリーが行う
 - ② 第1アシスタントレフリーの代行は第2アシスタントレフリーが行う
 - ③ 第2アシスタントレフリーの代行はピッチコントローラー2名のうち1名が行う。この場合ピッチコントローラーは1名体制で実施する。
 - ④ ピッチコントローラーとタイムキーパーの代行は、都道府県協会に登録されているレフリー資格保持者が務めるものとする。
- (4) 審判員の派遣に伴い JRLO が日本協会に支払う手当その他諸費用は、別途 JRLO および日本協会が定める。

第 37 条〔競技医事〕

- (1) 競技医事に係る医務要員は、規約第 24 条第4項に基づき、JRLO から日本協会への委託に基づき派遣される。なお、派遣される人員は、WR が定める資格 (PHICIS/ICIR のそれぞれレベル2以上) を有する医師2名 (以下、「マッチデードクター」という) および試合当日の医事運営責任者1名 (以下「メディカルマネージャー」という) とする。なお、DIVISION 3 については、マッチデードクター1名、メディカルマネージャー1名とする。
- (2) 前項の医務要員に加え、サポートドクター1名を派遣する場合がある。
- (3) メディカルマネージャーは、試合の開催に先立ち、スタジアムで生じる重度の外傷および疾病に対処する為、あらかじめ救急移送病院を確保しておかなければならない。
- (4) 主管者は、グラウンドと外部救急サービスとのアクセスのよい場所に選手用医務室を設置しなければならない。選手用医務室の設置および運用、必要な医事設備用具については、別途定める「メディカルコントロールマニュアル」による。
- (5) ホストチームおよびビジターチームは、競技運営に係り試合で生じた外傷および疾病について、JRLO が定める様式に則り報告書を作成し、試合終了後すみやかに、JRLO へ提出しなければならない。なお、選手が試合中に負傷した場合には、チームドクターの所見および署名を含まなければならない。
- (6) 第1項に定めるマッチデードクターの派遣に伴い JRLO が日本協会に支払う手当その他諸費用は、別途 JRLO および日

本協会が定める。

- (7) 第4項に定める室料や医事設備用具に係る費用は主管者が負担する。

第38条〔ジュディシャルおよびサイティング〕

- (1) ジュディシャル要員およびサイティング要員は、規約第24条第4項に基づき、JRLO から日本協会への委託に基づき派遣される。
- (2) JRLO は日本協会への委託に基づき、ジュディシャル業務およびサイティング業務を実施する。
- (3) 第2項における業務については、「懲罰ガイドライン」に別途定める。
- (4) 第1項に定めるジュディシャル・サイティング要員の派遣に伴い JRLO が日本協会に支払う手当その他諸費用は、別途 JRLO および日本協会が定める。

第39条〔ドーピング検査〕

- (1) アンチ・ドーピング要員は、規約第24条第4項に基づき、JRLO から日本協会への委託に基づき派遣される。
- (2) 日本協会は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の定めに基づき、ドーピング検査を実施する。その他ドーピング検査の実施に係る事項は、別途 JRLO および日本協会が定める。

第40条〔公式記録の作成〕

- (1) 主管者は、試合の経過、結果および起こった事象を公式記録として作成する。
- (2) 公式記録作成業務はマッチマネージャーが統括する。
- (3) 公式記録作成業務に従事する公式記録員は、大会運営に係る補助係員として主管者が手配する。
- (4) 前項により指名された公式記録員は、JRLO が定める様式およびシステムに試合記録を入力する。
- (5) 公式記録員が入力した試合記録は、試合終了後、マッチコミッショナーおよび審判員がその内容を確認する。
- (6) 主管者は、マッチコミッショナーおよび審判員の確認後、公式記録をすみやかに取材メディア関係者等が閲覧可能な状態とする。
- (7) 主管者は、マッチコミッショナーおよび審判員の確認後、公式記録を JRLO が定める期限までに JRLO に提出しなければならない。

第5節 大会運営

第41条〔入場料〕

- (1) 入場料は、主管者に帰属するものとする。
- (2) 入場料の体系は、主管者が決定する。
- (3) 入場券の販売に関する方針（タイミング、席種、価格、販売方法等）は、別途 JRLO が定めるものとし、主管者は JRLO が定めた方針に則るよう努力するものとする。

第42条〔入場料の払い戻し〕

- (1) 入場料の払い戻しは、原則として次の各号の場合に行う。
- ① 試合が不可抗力その他理由により開催不能または中止となった場合
 - ② その他、理事会が決定する場合
- (2) 入場料の払い戻しに係る手数料は、理事会が決定する帰責性の帰属に基づき、以下各号の通り負担する。
- ① 試合の開催不能または中止が、いずれかのチームの責に帰す場合：帰責性のあるチームが負担する
 - ② 試合の開催不能または中止が、両方のチームの責に帰す場合：両方のチームが折半して負担する
 - ③ 試合の開催不能または中止が、いずれのチームの責にも帰さない場合：JRLO が負担する

第 43 条〔大会医事〕

- (1) 主管者は、観客およびスタッフ等の事故に対処するため、大会医事に係る観客救護所を設置しなければならない。
- (2) 第1項における観客救護所は観客1万人に対し1か所の設置を目安とする。なお、観客救護所の設置場所、運用などは別途定める「観客救護所運用マニュアル」による。
- (3) 主管者は、観客救護所における医務要員として医師および看護師を手配する。なお、看護師は、医師の指導の下活動できる医療知識がある者も容認される（以下「看護師等」という）。
- (4) 主管者は「観客救護所マニュアル」に記載の医事設備用具を備えなければならない。
- (5) 主管者は、第3項の医師に、試合の開催時にスタジアムで生じた観客およびスタッフ等の外傷および疾病について、JRLO が定める様式に則り報告書を作成させ、試合終了後すみやかに、JRLO へ提出させなければならない。
- (6) 第3項に定める医師および看護師等への報酬並びに第4項に定める医事設備用具に係る費用は主管者が負担する。

第 44 条〔係員〕

主管者は、次の各号の補助係員を置き、試合運営を円滑に進行する。

- ① 場内外の警備、案内要員（競技場により適宜必要数を決定）
- ② 場内放送要員
- ③ 大型映像装置操作要員
- ④ ボールパーソン（7名を推奨。うち1名は給水係員）
- ⑤ 担架およびマッチデードクター補助要員（6名）
- ⑥ 公式記録要員

第 45 条〔取材・メディア対応〕

- (1) 報道関係者の取材（インタビューを含む）は、原則として JRLO に対する事前の申請に基づき実施できるものとする。
- (2) 主管者は、試合運営ガイドラインに基づき、報道関係者が円滑な取材を行うことができる環境の準備および試合当日の運営を行わなければならない。
- (3) 主管者は、試合当日の来場メディア数およびメディアの一覧を、JRLO が定めた書式および方法にて、試合翌日までに JRLO に報告しなければならない。

第6節 試合運営における留意事項

第46条〔運営責任〕

- (1) 主管者は、観客、選手、審判員、役員および全スタッフの安全を確保する責任および義務を負う。
- (2) ホストチームおよびビジターチームを有する正会員はそれぞれ、規約およびこの要項その他付随する資料の定めに従い、安全かつ円滑に試合の運営を行う責任を負う。
- (3) 主管者が独自に設けた観戦ルールがある場合、主管者および双方のチームは、試合開催日までに当該観戦ルールを相互に確認のうえ、入場者にその内容を周知して遵守させなければならない。なお、双方のチームは、当該観戦ルールに対して自ら異議を申し立て、または入場者に異議を申し立てさせてはならない。

第47条〔キックオフ時刻〕

- (1) ホストチームおよびビジターチームは、あらかじめ定められたキックオフ時刻を厳守しなければならない。
- (2) 不可抗力または同時中継放送の都合によりキックオフ時刻を遅らせる場合は、レフリーおよびマッチコミッショナーの事前の承認を得なければならない。
- (3) いずれか一方のチームがキックオフ時刻にスタジアムに現れない場合、相手チームはキックオフ予定時刻から40分間、会場に待機する義務を負う。

第48条〔試合の中止（試合開始前の停止）〕

- (1) 試合は、悪天候や地震等の天変地異、公的機関からの中止勧告、または公共交通機関の停止等（以下、総じて「不可抗力」という）、もしくはチームの責により中止となる場合がある。
- (2) 試合の中止および中止理由（不可抗力またはチームの責）は、以下各号の通り決定する。
 - ① 当該試合を開催するスタジアムの開場まで：
代表理事が、主管運営代表者との協議に基づき決定する。
 - ② 前号の開場以降キックオフまで：
マッチコミッショナーが、主管運営代表者、マッチマネージャー、ベニューマネージャー、およびマッチオフィシャルとの協議に基づき決定する。
- (3) 試合の中止理由が不可抗力の場合、以下各号の通りとする。
 - ① 延期が可能な場合：再試合とする。
 - ② 延期が不可能な場合：当該試合は開催されたものとみなし、双方のチームに勝ち点2点および得点14点（2トライ・2ゴール）ずつを付与する。
 - ③ 試合の中止理由がチームの責に帰す場合、当該試合は開催されたものとみなし、勝ち点および得点の取扱い等は第4条による。
- (4) 第3項における試合の延期可否は、代表理事が主管運営代表者との協議に基づき、後日決定する。

第49条〔試合の中断（試合開始後の停止）〕

- (1) 試合は、不可抗力により中断となる場合がある。

- (2) 試合の中断および当日の再開可否は、マッチコミッショナーが、主管運営代表者、マッチマネージャー、ベニューマネージャー、およびマッチオフィシャルとの協議に基づき決定する。
- (3) 当日の再開が可能な場合、中断時点からの再開とする。
- (4) 当日の再開が不可能な場合、以下各号の通りとする。
 - ① 前半における中断：試合延期の可否判断を行う。
 - ② ハーフタイム以降の中断：当該試合は、中断時点をもって成立したものとみなす。
 - ③ ①で延期不可となった場合、中断時点をもって成立したものとみなす。
- (5) 第4項第1号における試合の延期可否は、代表理事が主管運営代表者との協議に基づき、後日決定する。

第50条〔試合不成立時における対応〕

試合不成立時、帰責事由があるチームは、試合が開催できなかったことに伴う損害として JRLO が合理的に算出した金額を、JRLO から請求があり次第支払うものとする。損害には、試合が開催されないことに伴う放送権を有する者への支払および当該中止試合に関する必要経費等が含まれるが、これらに限定されない。双方のチームに帰責事由がある場合は、連帯して JRLO に当該損害金を支払う義務を負うものとする。

第51条〔応援掲示物および応援マナー〕

主管者は、観客が試合会場において、JRLO が別途定める「観戦マナー・ルール」を遵守させるものとする。

第7節 付随事業

第52条〔公衆送信〕

- (1) 公式試合の公衆送信権(テレビ、ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信を行う権利を含む。以下「公衆送信権」という)はすべて JRLO に帰属する。
- (2) 公式試合の公衆送信権料その他関連事項は、別途理事会が定めるところによる。

第53条〔中継映像制作〕

主管者は、公衆送信権に基づく中継映像制作に関し、試合中および試合前後に制作に関連する事業者が円滑に業務を行うため、以下各号の内容について協力しなければならない。

- ① スタジアムへの撮影機材の搬入搬出・設営撤去および撮影中における安全の確保
- ② 撮影上立入りが必要な競技関連エリアへの立入許可
- ③ 試合前後の選手、コーチおよびスタッフ等の撮影、インタビューおよびこれらを行うための十分な撮影スペースの確保
- ④ 試合メンバー表、公式記録等の配付など試合情報のすみやかな伝達
- ⑤ 荒天時等の試合開催可否判断に関するすみやかな情報共有

第5章 出場

第1節 登録

第 54[登録および出場資格]

- (1) 正会員は所属選手の試合出場に際し、規約第 37 条および規約第71条乃至第 72 条により日本協会および JRLO 所定の競技者登録手続きを行わなければならない。
- (2) 前項により登録された選手は、日本協会の発行した選手証(以下「選手証」という)を携帯しなければならない。

第 55 条[選手のカテゴリ(選手登録)]

正会員は、以下各号に定める選手のカテゴリおよび条件に従って選手を登録する。なお、登録手続きの期限および詳細は別途定める。

- ① カテゴリ A(日本代表の実績または資格あり):制限なし
- ② カテゴリ B(日本代表の資格獲得見込み):カテゴリ C との合計が 10 名以下
- ③ カテゴリ C(他国代表歴あり等、前2号以外):3名以下

第 56 条[メディカルチェック]

正会員は JRLO が別途定める日までに、JRLO が定める選手に関する「メディカルチェック報告書」を JRLO に提出しなければならない。ただし、追加登録する選手については、登録の都度提出するものとする。

第2節 出場

第 57 条[メンバー充足]

ホストチームおよびビジターチーム(以下併せて「出場チーム」という)は、試合成立の条件として下記充足しなければならない。

- (1) WR 競技規則第3条8の規定に則り、フロントローの最低人数は5乃至6名、メンバー充足人数は 22 以上 23 名以内とする。

第 58 条[48 時間前エントリーメンバー提出]

- (1) 出場チームは、試合のキックオフ時刻の 48 時間前までに、JRLO が定める方法により第 57 条を充足する 22 名以上 23 名以内の選手(以下「メンバー」)を登録(以下「48 時間前エントリー」)する

第 59 条[48 時間前エントリーメンバーの変更]

- (1) 48 時間前エントリーメンバーの変更は、負傷または急病等やむを得ない事情があり、かつ、主審およびマッチコミッショナーの承認を得た場合に限り認められる。
- (2) 前項における変更の事由が負傷または急病の場合は、JRLO が定める「医学的診断書」を提出し、承認を得なければならない

第 60 条〔当日試合エントリー〕

- (1) 出場チームは、各試合開始時刻の 100 分前(プレマッチミーティング開始 20 分前)までに最終的な試合出場メンバー並びにチームエリアに入るチームスタッフ(ヘッドコーチ、アシスタントコーチ、メディカルスタッフ等)を JRLO が定める「当日メンバー確認リスト」並びに「チームエリアスタッフエントリーリスト」に必要事項を記入し、マッチコミッショナーに提出(以下「エントリー」という)しなければならない。
- (2) 各試合にエントリーできる者は規約第 71 条および第 72 条の定めに従い登録された選手およびチームスタッフに限られ、かつ下記要件を満たす者とする。
 - ① JRLO が別途定める新型コロナウイルス感染症に関する公式検査(以下「公式検査」という)のうち、エントリーする各試合に対して予め指定された検査(以下「指定公式検査」という。)において陰性判定を得ていること。
 - ② 試合当日エントリー時点で体温が 37.5 度未満であること。
 - ③ 濃厚接触者の認定、入国制限地域からの入国等により、公的機関から自宅待機等の指示を受けている状態でないこと。
 - ④ 第 63 条に定めるスタジアムへの到着時刻までにスタジアムに到着できることが合理的に明らかであること。
- (3) 出場チームは、チームドクター以外に、チームはアシスタントチームドクター1名を配置することができる。アシスタントチームドクターは自チーム選手の HIA 評価および医務室、ロッカーでの処置を担当できるが、フィールドオブプレー、チームベンチおよびテクニカルゾーンで選手の処置を行うことはできない
- (4) メンバーについて、第 57 条におけるメンバー充足の規定を満たさなかった場合は試合不成立となり、メンバー充足なかったチームに責があるものとして取り扱う。この場合に相手チームに付与される勝ち点は第4条の規定による。
- (5) チームスタッフについて、エントリー可能数の上限は8名とする。ただし、第3項におけるアシスタントチームドクターはこれに含めない。
- (6) プレマッチミーティングでの最終確認後のメンバー変更は、原則認められない。ただし、例外としてウォーミングアップ時の選手の負傷など不可抗力による事由の場合は、メディカルマネージャーの助言を受け、マッチコミッショナーが変更可否を決定する。
- (7) 試合当日、JRLO に事前登録されたチームドクターが救急医療対応等で試合帯同できず、代わりに未登録のドクターを代役として派遣する場合、出場チームは、試合開始時刻の 100 分前(プレマッチミーティング開始 20 分前)までに、JRLO が定める「チームドクター変更届」を提出することで、当該ドクターをチームドクターとして活動することを認める。

第 61 条〔選手のカテゴリ(試合エントリーおよび出場)〕

正会員は、選手の試合エントリーおよび試合出場にあたり、以下各号に定める選手のカテゴリおよび条件に従わなければならない。

- ① カテゴリ A(日本代表の実績または資格あり)
試合登録枠(試合エントリー): 17 名以上。ただしエントリー人数が 22 名の場合は 16 名以上
同時出場可能枠: 11 名以上
- ② カテゴリ B(日本代表の資格獲得見込み)
試合登録枠(試合エントリー): 任意(ただし、カテゴリ C の試合登録枠と併せて6名以下)

同時出場可能枠:任意(ただし、カテゴリ C の同時出場可能枠と併せて4名以下)

③ カテゴリ C(他国代表歴あり等、前2号以外)

試合登録枠(試合エントリー):3名以下(ただし、カテゴリ B の試合登録枠と併せて6名以下)

同時出場可能枠:任意(ただし、カテゴリ B の同時出場可能枠と併せて4名以下)

第 62 条[プレイヤーの服装]

公式試合において使用するジャージー等衣類は JRLO が別途定める「プレイヤーの服装に関する規程」による。

第 63 条[スタジアムへの到着]

出場チームは、キックオフ時刻の 70 分前までにスタジアムに到着しなければならない。また主管者は、出場チームがロッカールームに 180 分前から入室できるように準備しなければならない。

第 64 条[フィールド内のチーム要員]

(1) グラウンドには以下各号に定める者が入場できるものとする。

- ① 当該試合における「当日メンバー確認リスト」の記載メンバーおよび「チームスタッフエントリーリスト」の記載チームスタッフ
- ② JRLO が要請する責任者または担当者

(2) フィールドオブプレーに立ち入ることのできるチームスタッフは以下各号の通りとする

- ① チームドクター1名
- ② チームトレーナー1名
- ③ 給水係2名
- ④ 監督・ヘッドコーチおよびディレクターオブラグビーは前1号から3号までの職務を兼任できない

第 65 条[チームエリアの運用]

(1) チームスタッフは待機時において、第 20 条で定めるチームエリアに留まらなければならない。

(2) チームエリアに入ることができる者は、以下各号に基づく監督、コーチその他チームスタッフおよびメディカルスタッフの最大8名ならびにリザーブ選手8名とする。

- ① チームスタッフとして登録され、試合開始時刻の 100 分前(プレマッチミーティング開始 20 分前)までに「チームスタッフエントリーリスト」によって申請された者。
- ② 監督・ヘッドコーチ・ディレクターオブラグビーとして登録された者は、試合当日にチームドクター、チームトレーナーまたは給水係としての役務に就くことはできない。
- ③ チームスタッフの役職はシーズン中に変更することはできない。ただし、シーズン中に登録スタッフが退任した場合はこの限りではない。
- ④ アシスタントチームドクターはベンチ後方もしくは横で待機し、試合中のメンバーの動向を確認できる。ただし、フィールドオブプレー、チームエリアおよびテクニカルゾーンで処置を行うことはできない。

- (3) 審判員に対するアピールおよび批判は厳禁とする。
- (4) 主管者が別途定めるマッチマネージャーは、チームエリアおよびテクニカルゾーンを管理し、違反行為がある場合は違反者に対し注意を与えることができる。また、違反行為の程度により、ピッチコントローラーを通じてレフリーに報告し、レフリーおよびマッチコミッショナーの判断で違反者を退場させることができる。

第 66 条〔テクニカルゾーンの運用〕

- (1) 第 20 条に定めるテクニカルゾーンに入ることができるのは、チームドクター、チームトレーナーとしてメディカルスタッフ2名、給水係として2名の計4名のみとする。
- (2) チームドクターおよびチームトレーナーは、最大2名までフィールドの両サイドをそれぞれ自由に動くことができるが、2人が同時に同じサイドに待機することはできない。また活動中は、観客、放送局、広告幕、テクニカルゾーン、チームエリアに配慮しなければならない。
- (3) チームドクターならびにチームトレーナーは、選手が負傷した時はいつでも、競技規則に従いフィールドオブプレーに立ち入ることができる。
- (4) 給水係がフィールドオブプレー内で選手への給水活動が許されるのは以下の各号に定める時のみであり、それ以外はテクニカルゾーン内で待機しなければならない。ただし、2022-23 シーズンにおいては試験的ルール実施に伴い①および②は適用外とする。
 - ① 負傷者の対応等で試合が中断されている時
 - ② トライ後からトライ後のゴールキック終了後まで
 - ③ その他ウォーターブレイク等でレフリーが時計を止めている時
- (5) 給水係のうち1名は、ペナルティキックまたはトライ後のゴールキック時にキッカーにキックティを届けることができる。
- (6) ペナルティキック時、給水係がフィールドオブプレーに立ち入ることができるのは、レフリーがアシスタントレフリーにペナルティゴールを指示した後とする。その際、第4項にかかわらず、給水係はピッチ内に給水ボトル1本を持ち込み、キッカーへの給水活動が許される。給水係はキックが終わるまでフィールドオブプレーに滞在し、キックティを回収してテクニカルゾーンに戻るものとする。
- (7) 選手は、いつでもテクニカルゾーン付近のタッチラインまで来て給水することができる。
- (8) 給水係は、ウォーターボトルをフィールドオブプレーに投げ入れてはならない。
- (9) テクニカルゾーンにいるチームスタッフが審判員に対するアピールおよび批判をすることは厳禁とする。
- (10) 主管者が別途定めるマッチマネージャーは、テクニカルゾーンを管理し、違反行為がある場合は違反者に対し注意を与えることができる。また、違反行為の程度により、ピッチコントローラーを通じてレフリーに報告し、レフリーおよびマッチコミッショナーの判断で違反者を退場させることができる。

第6章 報告

第 67 条〔公式記録の報告〕

第 40 条第 7 項に則り、主管者は、審判員およびマッチコミッショナーの確認後、公式記録を JRLO が定める期限までに JRLO に提出しなければならない。

第 68 条〔試合運営の報告〕

- (1) 主管者は、主催者が定める様式および手続きに従い、試合後 30 日以内に、試合運営に係る報告(試合実施報告書)を主催者に提出しなければならない。
- (2) 主管者は、試合の実施または運営に関し問題が生じた場合、その内容を前項の報告に含めなければならない。

第 69 条〔試合収支の報告〕

主管者は、主催者が定める様式および手続きに従い、試合運営に係る収支を主催者に提出しなければならない。

第 7 章 懲罰

第 70 条〔懲罰〕

別途理事会が定める「懲罰規程」による。

第 8 章 附則

第 71 条〔運用〕

この要項の運用に係る詳細は、試合運営ガイドラインに定めるものとする。

第 72 条〔改正〕

この要項の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第 73 条〔施行〕

この要項は、2021 年 11 月 12 日より施行する。

〔改正〕

2021 年 12 月 23 日

2022 年 1 月 5 日

2022 年 3 月 9 日

2022 年 4 月 13 日

2022 年 9 月 14 日

2022 年 12 月 16 日